

# 新山手病院 施設基準

令和7年4月

【厚生労働大臣の定める掲示事項】は以下の通りです。

入院基本料に関する事項

当院は

急性期一般入院基本料 1 (7対1)

結核病棟入院基本料 7対1

地域包括ケア入院医療管理料 2

回復期リハビリテーション入院料 5 を届出しております。

【関東信越厚生局長への届出に関する事項】

当院では次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

## 《基本診療料》

- ・急性期一般入院基本料 1 (7対1)
- ・結核病棟入院基本料 7対1
- ・地域包括ケア入院医療管理料 2
- ・回復期リハビリテーション入院料 5
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 2
- ・医師事務作業補助体制加算 1 25対1補助体制加算
- ・急性期看護補助体制加算  
25対1急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割以上)
- ・夜間100対1急性期看護補助体制加算
- ・看護補助体制充実体制加算 1
- ・看護職員夜間配置加算 看護職員夜間16対1配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 2 連携強化加算 サーベイランス強化加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 1

- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算 2 提出データ評価加算
- ・入退院支援加算 1、入院時支援加算
- ・認知症ケア加算 3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・看護職員処遇改善評価料 51
- ・入院時食事療養（Ⅰ）

### 《特掲診療料》

- ・医療情報取得加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 2
- ・歯科外来診療感染対策加算 3
- ・歯科治療時医療管理料
- ・外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準
- ・心臓ペースメーカー指導料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・外来放射線照射診療料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 2
- ・二次性骨折予防継続管理料 3
- ・精密触覚機能検査
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1、外来化学療法加算1
- ・ 連携充実加算
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 集団コミュニケーション療法料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料Ⅱ
- ・ CAD/CAM冠
- ・ 骨移植術（軟骨移植術を含む）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 大動脈バルーンバンピング法（IABP法）
- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡胃瘻造設術を含む）
- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 麻酔管理料Ⅰ
- ・ 放射線治療専任加算/外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療/画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 酸素の購入価格の届出
  - 定置式液化酸素貯槽（CE）0.14 円/ℓ
  - 可搬式液化酸素容器（LGC）0.26 円/ℓ
  - 小型ボンベ（3000L以下）1.93 円/ℓ
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ 入院ベースアップ評価料 69
- ・ 外来データ提出加算
- ・ リハビリテーションデータ提出加算

・ 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

**2025年4月1日より物価高騰の為、  
入院中の食事負担額が変更となります。**

**※全ての医療機関共通での値上げ金額となります。**

所得分類		令和7年3月まで	令和7年4月以降
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食490円 (1日3食1,470円)	<b>1食510円</b> (1日3食 <b>1,530円</b> )
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円(1日3食690円)	<b>1食240円(1日3食720円)</b>
	低所得Ⅰ	1食110円(1日3食330円)	変更なし

ご理解の程宜しくお願い致します。

